建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第三号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（平成十三年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「際には」の下に「、施行規則第一条第三項に規定する書類のほか」を加える。

第三条第一項中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改め、同条第二項中「変更の事実を証する書類」を「施行規則第一条第四項後段に規定する書類のほか、前条第二項各号に規定する書類のうち変更に係るもの」に、「又は」を「、又は同条第三項各号に規定する書類のうち変更に係るものを」に改める。

第一号様式中

「

特定建築物所有者等	氏　　名	
	住　　所	

を

「

特定建築物所有者等	氏　　名（名称及び代表者の氏名）	
	住　　所（所在地）	
特定建築物維	氏　　名（名称及び代表者の氏名）	

」

持管理権原者	住　　所 （所在地）	

に改める。

第五号様式中「氏　名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」を「氏　名　　㊞
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）」に、「

特定建築物の所有者等	氏　名	
	住　所	

を

「

特定建築物所有者等	氏　　名（名称及び代表者の氏名）	
	住　　所(所在地)	
特定建築物維持管理権原者	氏　　名（名称及び代表者の氏名）	
	住　　所(所在地)	

」

に改める。

第六号様式中

「

特定建築物の所有者等	氏　　名	
	住　　所	

」を

「

特定建築物所有者等	氏　　名（名称及び代表者の氏名）	
	住　　所(所在地)	
特定建築物維持管理権原者	氏　　名（名称及び代表者の氏名）	
	住　　所(所在地)	

」

」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。